資料２

労働市場改革分科会の取扱いについて

１．分科会は、原則として公開する。ただし、分科会長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部または全部を非公開とすることができる。

２．分科会長は、会議の経過について分科会に出席した委員等の確認を得て議事録を作成する。

３．分科会における議事録及び配付資料は、原則として公開する。ただし、分科会長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。